

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 条 例

- 条例第1号 市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例……………（総務課）…2
- 条例第2号 宇治市行政手続条例の一部を改正する条例……………（総務課）…2
- 条例第3号 宇治市市税条例の一部を改正する条例……………（税務課）…2
- 条例第4号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………（消防総務課）…2
- 条例第5号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例……………（予防課）…3
- 条例第6号 宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例……………（建設総務課）…3
- 条例第7号 宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例……………（建設総務課）…4
- 条例第8号 宇治市都市公園条例の一部を改正する条例……………（公園緑地課）…4
- 条例第9号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………（上下水道総務課）…4
- 条例第10号 宇治市特定乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例……………（保育支援課）…5
- 条例第11号 宇治市学校給食センター条例……………（学校管理課）…9
- 条例第12号 宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（保育支援課）…9
- 条例第13号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例……………（介護保険課）…9
- 条例第14号 宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………（年金医療課）…11
- 条例第15号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………（国民健康保険課）…11
- 条例第16号 宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例……………（教育総務課）…14
- 条例第17号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…14

- 条例第18号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…14
- 条例第19号 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議会事務局）…15
- 条例第20号 宇治市市税条例の一部を改正する条例……………（税務課）…15

### 告 示

- 告示第41号 指定地域密着型サービス事業者の指定……………（介護保険課）…16
- 告示第50号 議決予算の公表……………（財政課）…16

### 公 告

- 公告第16号 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農林茶業課）…25

### 教 育 委 員 会

- 告示第4号 教育委員会の招集……………25

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第40号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………25

条例

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第1号

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部を改正する条例

市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例(昭和31年宇治市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和8年度以後の年度分の市税外収入金に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの市税外収入金に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市行政手続条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第2号

宇治市行政手続条例の一部を改正する条例

宇治市行政手続条例(平成9年宇治市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「の規定」を「及び第4項の規定」に改め、同項後段中「、同条第3項」を「、同条第3項及び第4項」に、「名あて人」を「名宛人」に、「、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「、同項中「」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「とき」に、「、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」を「及び第4項並びに」に改め、同条後段中「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、

「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第3号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条本文中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和8年4月10日に納期限が到来する特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人の市民税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第4号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇治市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号本文中「、9,700円」を「、10,000円」に改め、同号ただし書中「、14,500円」を「、15,000円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「 を

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

」

13, 340円	14, 170円	15, 000円
11, 670円	12, 500円	13, 340円
10, 000円	10, 840円	11, 670円

改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき理由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき理由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第5号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「火災に関する警報」を「火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報」に、「制限（）」を「制限（第28条の2・）」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置したときは、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第3章第4節の節名中「火災に関する警報」を「火災に関する注意報の発令等及び火災に関する警報」に改め、同節中第29条の前に次の1条を加える。

（火災に関する注意報の発令等）

第28条の2 市長は、気象の状況が火災の予防上注意を要する場合として別に定める基準に該当する場合には、火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火気を使用する場所の付近に放置され、又はみだりに存置された可燃性の物品の除去その他火災予防上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「その他の」を「、感震ブレーカーその他の」に改める。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条各号列記以外の部分中「消防署長」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年3月31日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例

宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「70円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の第7条第1号の規定は、令和8年度以後の年度分の占用料に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの占用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第7号**

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例(昭和49年宇治市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1号の規定は、令和8年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第8号**

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例

宇治市都市公園条例(昭和40年宇治市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第9号**

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例(昭和37年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 「一般用」とは、浴場営業用及び臨時工事用以外の用に水道を使用するものをいう。

第3条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

第25条各号列記以外の部分中「に掲げる区分」を「の表に定めるところ」に改め、同条の表を次のように改める。

(1) 一般用

料金	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)					
	水量	使用料	1段	2段	3段	4段	5段	6段
メ								
ー								

ター の口径								
13ミ リメ ートル	8立方 メートル	1, 47 0円	9立 方メ ートル	21 立方 メートル	41 立方 メートル	61 立方 メートル	10 立方 メートル	1, 00 1立 方メ ートル
20ミ リメ ートル	8立方 メートル	1, 48 0円	ルか ら2 0立	トル から 40	トル から 60	トル から 10	トル から 10	トル から 10
25ミ リメ ートル	8立方 メートル	2, 25 0円	方メ ートル ルま	立方 メートル まで	立方 メートル まで	0立 方メ ートル まで	0立 方メ ートル まで	0立 方メ ートル まで
40ミ リメ ートル	8立方 メートル	5, 52 0円	20 3円	24 7円	26 2円	28 6円	28 3円	28 1円
50ミ リメ ートル	8立方 メートル	9, 18 0円	9, 18 0円					
75ミ リメ ートル	8立方 メートル	19, 8 00 円						
100 ミリ メートル	8立方 メートル	34, 6 00 円						
125 ミリ メートル	8立方 メートル	55, 2 90 円						
150 ミリ メートル	8立方 メートル	77, 6 70 円						

(2) 浴場営業用及び臨時工事用

料金 用途	基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	水量	使用料		
浴場営業 用	8立方メ ートル	1,480円	9立方メ ートルか ら20立 方メー トルま で	21立方 メー トル 以上 122円
臨時工事 用	10立方メ ートル	4,790円	11立方 メー トル 以上	461円

第26条の見出し及び同条第1項本文並びに第28条の見出し中「水道使用料」を「料金」に改め、同条第2項を削る。

第30条第2項中「、その用途」を「、メーターの口径又は用途」に、「料率」を「料金」に改める。

第35条第10号中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第35条第10号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市水道事業給水条例（「以下「改正後の条例」という。）第35条第10号の規定は、令和8年4月使用分以後の水道料金に係る督促手数料について適用する。ただし、同年3月使用分及び4月使用分の水道料金をまとめて算定する場合における当該4月使用分の水道料金に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定（第35条第10号の規定を除く。）は、令和8年10月以後の使用分の水道料金について適用する。ただし、同年9月使用分及び10月使用分の水道料金をまとめて算定する場合における当該10月使用分の水道料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き施行日以後継続して使用されている25ミリメートル以上の口径のメーターのうち、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が改正後の条例第3条第5号に規定する定例日等に応じて定める期間内における1月当たりの平均使用水量が100立方メートル以下であるものに係る改正後の条例第25条第1号の規定による基本使用料は、管理者が定めるところにより、当該メーターの口径を20ミリメートルとみなして同号の規定を適用することができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(揭示済)

宇治市特定乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第10号

宇治市特定乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準について定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければ

ならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

#### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる

限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書(乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。)

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受

けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項  
その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこといい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を

与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行することができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下のこの条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等

を交付し、又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市学校給食センター条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第11号

宇治市学校給食センター条例

(目的及び設置)

第1条 児童及び生徒の健全な成長及び発達を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、宇治市学校給食センター（以下「センター」という。）を宇治市五ヶ庄三番割25番地の38に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- 2) 学校給食用の物資の調達に関すること。
- 3) 学校給食の献立作成、調理指導及び栄養改善並びにこれらの調査研究に関すること。
- 4) 学校給食を通じた食育の推進に関すること。
- 5) 前各号に掲げるもののほか、宇治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要であると認める事業

2 センターは、前項の事業を行うに当たっては、学校及び関係機関等と連携を図るものとする。

(管理)

第3条 センターは、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第12号

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「の総数に」を「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確定において定める利用定員をいう。）の総数に」に改める。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第13号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条本文中「70円」を「100円」に改める。

附則第13条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第14条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計

所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除

後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。))とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以

上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に賦課する保険料に係る督促手数料について適用し、施行日前に賦課する保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第14号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「70円」を「100円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条第1号イ中「並びに」を「、」に、「の納付に要する費用に」を「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に」に改め、同号カ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第16条第1項第1号中「100分の10.18」を「100分の9.87」に改め、同項第2号中「37,400円」を「36,600円」に改め、同項第3号ア中「23,500円」を「22,700円」に改め、同号イ中「11,750円」を「11,350円」に改め、同号ウ中「17,625円」を「17,025円」に改める。

第16条の5中「、660,000円」を「、670,000円」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の5の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第16条の5の5第1項第1号中「100分の3.07」を「100分の3.10」に改め、同項第2号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「6,900円」を「7,000円」に改め、同号イ中「3,450円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「5,175円」を「5,250円」に改める。

第16条の6各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の6に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

第16条の9第1項第1号中「100分の2.74」を「100分の2.92」に改め、同項第2号中「11,600円」を「12,200円」に改め、同項第3号中「5,700円」を「6,000円」に改める。

0円」に改める。

第16条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第23条及び第23条の3から第23条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第23条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第28条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 第13条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.31

(2) 被保険者均等割 1,100円

(3) 18歳以上被保険者均等割 80円

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 700円

イ 特定世帯 350円

ウ 特定継続世帯 525円

2 第16条第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の決定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の15 第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第19条第1項中「若しくは第16条の5の3」を「、第16条の5の3若しくは第16条の12」に、「、第23条の3第1項(同条第2項)」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項(同条第2項又は第3項)」に、「第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項)」を「額、同条第4項(同条第5項又は第6項)」に、「、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項)」を「、第23条の4第1項各号(同条第2項から第4項まで)」に、「若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項)」を「、同条第5項各号(同条第6項から第8項まで)」に、「の算定」を「若しくは第23条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の5の3の額若しくは第16条の7」を「、第16条の5の3の額、第16条の7の額若しくは第16条の12」に、「、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第23条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額」に、「若しくは同条第4項各号」を「、同条第5項各号に定める額若しくは第23条の5第1項」に改める。

第23条第1項第1号中「第3号」を「第3号並びに第4項」に、「(以下この項)」を「(次号及び第3号並びに第4項)」に改め、同号ア中「26,180円」を「25,620円」に改め、同号イ(ア)中「(イ)又は(ウ)に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「16,450円」を「15,890円」に改め、同号イ(イ)中「8,225円」を「7,945円」に改め、同号イ(ウ)中「12,337円」を「11,917円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号ア中「18,700円」を「18,300円」に改め、同号イ(ア)中「(イ)又は(ウ)に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「11,750円」を「11,350円」に改め、同号イ(イ)中「5,875円」を「5,675円」に改め、同号イ(ウ)中「8,812円」を「8,512円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号ア中「7,480円」を「7,320円」に改め、同号イ(ア)中「(イ)又は(ウ)に掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に、「4,700円」を「4,540円」に改め、同号イ(イ)中「2,350円」を「2,270円」に改め、同号イ(ウ)中「3,525円」を「3,405円」に改め、同条第2項後段中「26,180円」を「25,620円」に、「7,770円」を「7,910円」に、「16,450円」を「15,890円」に、「4,830円」を「4,900円」に、「8,225円」を「7,945円」に、「2,415円」を「2,450円」に、「12,337円」を「11,917円」に、「3,622円」を「3,675円」に、「18,700円」を「18,300円」に、「5,550円」を「5,650円」に、「11,750円」を「11,350円」に、「3,450円」を「3,500円」に、「5,875円」を「5,675円」に、「1,725円」を「1,750円」に、「8,812円」を「8,512円」に、「2,587円」を「2,625円」に、「7,480円」を「7,320円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「4,700円」を「4,540円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「2,3

50円)を「2,270円)に、「690円)を「700円)に、「3,525円)を「3,405円)に、「1,035円)を「1,050円)に改め、同条第3項後段中「26,180円)を「25,620円)に、「8,120円)を「8,540円)に、「16,450円)を「15,890円)に、「3,990円)を「4,200円)に、「18,700円)を「18,300円)に、「5,800円)を「6,100円)に、「11,750円)を「11,350円)に、「2,850円)を「3,000円)に、「7,480円)を「7,320円)に、「2,320円)を「2,440円)に、「4,700円)を「4,540円)に、「1,140円)を「1,200円)に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 770円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 56円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額

㊦ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 490円

㊧ 特定世帯 245円

㊨ 特定継続世帯 367円

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に310,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 550円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 40円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額

㊦ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 350円

㊧ 特定世帯 175円

㊨ 特定継続世帯 262円

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に570,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 220円

イ 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 16円

ウ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げ

る世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額

㊦ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 140円

㊧ 特定世帯 70円

㊨ 特定継続世帯 105円

第23条の2中「及び前条第1項第1号)を「、第16条の5の4、第16条の8及び第16条の13並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項)に改める。

第23条の3第1項中「第3項)を「第4項)に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

第23条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項第2号」とあるのは「第16条の14第1項第2号」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号)を「第29条の7第6項第8号)に、「第4項)を「第5項)に改め、同項第1号中「第32条の10の2)を「第32条の10の3)に改め、同条第6項前段中「第4項)を「第5項)に改め、同項後段中「第16条の7)を「第16条の7第1項)と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号)に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項後段中「第16条の5の3)を「第16条の5の3第1項)と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号)に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と読み替えるものとする。

第23条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の12第1項」と、「第23条第1項各号」とあるのは、「第23条第4項各号」と読み替えるものとする。

第23条の4の次に次の1項を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第23条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額

の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第23条第4項、第23条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

第25条本文中「70円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定(第25条の規定を除く。)は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和7年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の第25条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する国民健康保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した国民健康保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第16号

宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

宇治市立学校施設使用条例(昭和52年宇治市条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項前段中「地域開放型教室」を「体育館及び地域開放型教室」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第17号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号本文中「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号本文中「55,000円を限度として」を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の

通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第4項中「に係る」を「及び駐車場等に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第18号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当

(10) 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当

第10条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、勤務1日につき1,080円以内の額(この作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき2,160円以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第11条 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当は、大型獣の捕獲等の作業に従事した職員に対し、作業1回につき1,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

(犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第12条 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当は、犬、猫等の死体収集作業に従事した職員に対し、勤務1日につき500円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の作業に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前の作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第19号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「および」を「及び」に改める。

第9条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第10条中「および」を「及び」に改める。

第12条第2項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「および」を「及び」に改める。

第15条の見出しを「（委員長及び委員の除斥）」に改め、同条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第17条第2項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「かつて」に改める。

第19条第1項中「または」を「又は」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「、または」を「、又は」に改める。

第20条第2項中「および」を「及び」に、「きこう」を「聴こう」に改める。

第21条中「および」を「及び」に改める。

第22条第1項中「知識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「あらかじめ文書で」を「、前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改める。

第27条第1項中「押印をしなければ」を「押印しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市条例第20号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「、第87条の7第1項」を削り、同項第2号及び第3号中「第87条の7第1項の申告書、」を削る。

第87条第1項を次のように改める。

第87条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第87条第2項を削り、同条第3項本文中「種別割」を「軽自動

車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「、その使用者に」を「、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「、これを課さない」を「、この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第87条の2第1項を次のように改める。

第87条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第87条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第87条の4から第87条の9までを削る。

第88条（見出しを含む。）、第89条（見出しを含む。）、第90条（見出しを含む。）及び第92条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第94条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第2項各号列記以外の部分、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条第2項中「第87条第3項ただし書」を「第87条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第8条の2中「、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項若しくは第32項」を「、第8項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第23項、第30項若しくは第31項」に改める。

附則第8条の3第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とする。

附則第8条の4第7項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項

第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)」又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

附則第21条の2から第21条の6までを削る。

附則第21条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項の表以外の部分中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項の表以外の部分中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第21条の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め

、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の前日の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 宇治市市税条例の一部を改正する条例(平成26年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表以外の部分中「の種別割」を削る。

(揭示済)

告示

宇治市告示第41号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地	事業者の主たる事務所の所在地		
26912 00204	あすみるグループホーム	秋亜株式会社	令和8年4 月1日	認知症対 応型共同 生活介護
	宇治市小倉町蓮池175番地の 23	京都市伏見区石田桜木3番地		

(揭示済)

宇治市告示第50号

議決予算の公表について

令和8年3月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の

要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和8年4月10日